

訴状

令和6年10月29日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 小沢一仁

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

発信者情報開示命令の申立て却下決定に対する異議の訴え事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 東京地方裁判所令和6年（発チ）第1597号発信者情報開示命令申立事件について、同裁判所が令和6年7月26日にした決定を取り消す。
- 2 前項の申立を却下する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、「好き嫌い. com」と称するウェブサイト（以下「本件サイト」という。）を運営する個人である。

被告は、秘匿住所地に居住する個人である。

2 事案の概要

本件は、被告が原告に対し、発信者情報開示命令申立をしたところ（東京地方裁判所令和6年（発チ）第1597号。以下「本件申立」という。甲1）、開示命令（以下「本件開示命令」という。）が発令された（甲2）。

しかし、本件開示命令には原告において既に開示済みの発信者情報や、原告において保有していない発信者情報が含まれていることから、このまま本件開示命令が確定すると、被告が原告に対し、間接強制の申立をし、これにより発生した金銭債権の回収を図る可能性があることから、原告が被告に対し、本件申立の却下を求める本件訴訟を提起する事案である。

3 本件申立および本件開示命令

被告は、2024年6月7日、本件申立をした。

これを受け原告は、被告に対し、2024年7月1日、本件申立て開示を求められた発信者情報のうち、原告が保有するものを任意に開示した（甲3-1、甲3-2）。ただし、後述するとおり、開示した情報のうち1件は誤って別の記事の情報を開示してしまい、うち1件は回答が漏れていた。この2件の記事に関する正確な情報は別紙「未開示等発信者情報目録」記載のとおりであり、これにより原告は、本件申立て開示を求められた情報のうち、原告が保有するものについてすべて回答した。

しかしながら、被告が本件申立を取り下げなかったことから、任意開示済みの情報も含めて本件開示命令が発令された（甲2）。なお、本件サイトは投稿に際し特段の登録等は要さないため、原告において本件開示命令別紙発信者情報目録記載1の各情報（甲2）を保有していないことは容易に認識できたはずであるし、また、原告が開示した情報には同各情報が含まれていないにもかかわらず、被告からは同各情報の開示を催促されたことがなかったことから、現に被告は同各情報を原告が保有していないことを認識していたと考えられるの

に、被告が同各情報にかかる申立を取り下げなかつたので、本件開示命令では原告に対し、同各情報を開示することをも命じられていた。

4 本件申立に理由がないこと

前記3で述べたとおり、原告は被告に対し、本件申立において被告が開示を求めた発信者情報のうち、原告が保有するものをすべて開示した。したがって、発信者情報が開示がされた部分に関する申立は申立の利益を欠いている。

また、発信者情報開示請求においては、被告において原告が、開示を受けていない発信者情報を保有していることにつき立証責任を負うが（プロバイダ責任制限法5条1項柱書）、被告において原告が当該情報を保有することについて特段の立証はされていない。

第3 結語

よって、本件申立に理由はないから、本件申立は却下されるべきである。

第4 本訴訟提起に至る事情

原告としては、発信者情報の任意開示により、その後に本件開示命令が発令されたとしても、特段新たな問題は生じないと認識であった。

しかし、本件開示命令発令後の2024年8月2日、被告は原告に対し、本件申立の対象とされた記事の仮の削除とともに、本件サイトにおいて被告にかかるウェブページの作成等を禁じる仮処分命令申立をした（甲4。以下「別件申立」という。）。

また、同月9日、個別の記事について権利侵害の理由を主張立証することなく、削除の対象を本件サイト中被告にかかるウェブページに投稿されている記事すべてに拡張した上で、既に発信者情報を開示した記事も含む、すべての記事について、原告が保有していない発信者の氏名等の情報を含む発信者情報の開示に関する申立を追加した（甲5）。

さらに同月 13 日、被告は上記「本件サイトにおいて被告にかかるウェブページの作成等を禁じる」部分について、申立の趣旨を変更した（甲 6）。

被告については、単なる誹謗中傷と捉えられる記事も存在するが、他方で、被告に対する批判的意見であっても、被告の言動等に起因する正当な言論の域にとどまるものも見られるところであり、被告に関する投稿について一律に削除請求や開示請求の対象にしてしまうと、発信者の権利が不当に害されることにもなりかねない。また、特定の人物に関するウェブページの内容全部が削除の対象となり、さらには新たに当該人物のウェブページの開設すら禁じられるとなると、本件サイトが成り立たなくなってしまう。

そこで原告は、過剰とも思われる被告からの申立に対応するため、本件サイトの被告のウェブページ上で寄付を募り、別件申立の対応を弁護士に依頼することにした。

その結果、本件原告訴訟代理人が別件申立における原告の代理人に選任されることになり、裁判所に訴訟委任状を提出したところ、被告は同じ日に申し立てを取り下げるという不可解な行動に出た。

原告はその後、以前にも本件申立がされており、本件開示命令の決定を受領しないままになっていたことを思い出し、本件原告訴訟代理人に対し、念のため同決定を受領してほしいと求め、2024年10月15日に同決定を受領した。

その直後、被告が Cloudflare, Inc.（以下「クラウドフレア社」という。）に対し過去に申し立てた発信者情報開示命令において、クラウドフレア社が手続に対応せず、その結果、クラウドフレア社が保有していない発信者情報（電話番号）についても開示命令が発令されたこと、被告がクラウドフレア社に対し間接強制を申し立て、1日あたり10万円の支払いを命じる間接強制決定がされたこと、その後クラウドフレア社が被告に対し、保有する発信者情報を開示し、その際に電話番号は保有していないと回答したこと、そ

れにもかかわらず被告がクラウドフレア社の取引先を第三債務者とする間接強制金 800 万円の債権執行申立をしたこと、これについて、クラウドフレア社が被告に対し、請求異議の訴えの提起していたことがインターネット上で大きな話題になった。

これを受けて、原告としては、別件申立における被告の不可解な対応が、原告が手続に対応してこないことを受けて過剰な内容の申立をし、仮処分決定を受けた上で間接強制を申し立てることにより、原告に不可能を強いるとともに、利益を得ようとしていたのではないかと考えるようになった。

また、本件申立についても、異議の訴えを提起して却下決定を得ておかなければ、原告において保有していない発信者の氏名等の情報の開示を求める間接強制の申立をされかねず、クラウドフレア社と同じように、開示不可能な情報の開示を義務づけられたうえで、日々間接強制金の支払い義務を課される状況に陥ることになりかねないと考え、本訴訟提起に至った。

第5 本件サイトの保有情報等について

今後同様の申立が繰り返されないようにするために、本訴状において原告は被告に対し、以下の事項を伝えておく。

- ・ 本件サイトは利用者登録等を要することなく利用することができるので、原告は発信者の氏名または名称、住所、電話番号、電子メールアドレスを類型的に保有していない。
- ・ 原告において保有している情報は、記事が投稿されたときの投稿元 I P アドレス、これと組み合わされるポート番号（ただし、2024年8月2日から取得を開始したため、同日より前の投稿についてはポート番号を保有していない。）、投稿日時、接続先 I P アドレス（ただし、ひとつつのドメインに複数の I P アドレスを設定している関係上、当該複数の I P アドレスを列挙して開示することまでしかできず、投稿の際に使

用された接続先 I P アドレスをひとつに絞って開示することはできない) である。

- 既に対応済みの申立てについて、同趣旨の申立てを繰り返すことはしないでいただきたい。

第6 被告の住所について

本件申立を基本事件とする秘匿申立がされており（令和6年（モ）第61530号）、裁判所は令和6年6月13日付で被告の住所に変わる事項を「代替住所A」と定める旨の秘匿決定をしている（甲7）。

そこで、原告としてはプロバイダ責任制限法17条により準用される民事訴訟法133条5項の「当該事件」には、発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴えも含まれるとの考えを前提に、本訴状の当事者目録には当該秘匿決定で定められた「代替住所A」を記載することとした。

以上

証拠方法

別添証拠説明書記載のとおり。

附属書類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲号証写し | 各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |

当事者目録

〒001-0045 北海道札幌市北区麻生町 3-2-4-206 GTS

原告 佐々木啓太

(送達場所)

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-12-1 VORT半蔵門2階

インテグラル法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 小沢一仁

TEL : 03-3288-5250／FAX : 03-3288-5210

代替住所A

被告 堀口英利

(別紙)

未開示等発信者情報目録

東京地方裁判所令和6年（発チ）第1597号発信者情報開示命令申立事件について、令和6年7月26日付決定別紙投稿記事目録記載の各記事のうち、以下のものについて追加的に発信者情報を開示する。

1 同目録記載番号12の記事

投稿番号: 512925

タイムスタンプ: 2024-04-06 02:05:31

接続元 IP アドレス: 240d:1a:b9a:2b00:1087:265b:f209:5899

発信者情報追加開示の理由: 開示した情報の内容に誤りがあった。

2 同目録記載番号38

投稿番号: 622

タイムスタンプ: 2023-09-30 21:16:56

接続元 IP アドレス: 114.129.4.184

発信者情報追加開示の理由: 回答が漏れていた。

以上